

すずき
行政書士 鱸 弥生 の 情 報 発 信

N0.2

9月に入りましたが、まだまだ暑いですね。みなさん、お元気ですか？
子どもの頃に比べると、ずいぶん日差しがきつくなつたと感じます。
第1回目の情報発信を読まれた方から、わかりやすく読みやすいというご感想をたくさんいただきました。ありがとうございます。

今回のテーマは、裁判員制度です。
この秋、来年の裁判員候補者名簿に登録された方は、11月に裁判所から通知が届きます。
2010年度、全国平均で304人に1人の割合で裁判員候補者名簿に登録されました。
心の準備はしておきましょう！

裁判員制度って？

裁判員制度は、国民が、裁判に参加する制度です。
人を裁くのは裁判官だけだった今までの制度からすると画期的ですね。
関西初の裁判員裁判は、2009年9月 神戸地裁 家庭内殺人未遂事件でした。
かなり大きく報道されましたので、ご記憶の方も多いでしょう。

対象は刑事事件のみ

裁判員裁判の対象は、刑事事件です。理由は、「犯罪をどう評価し、どの程度の刑罰を科すか」は一般市民の常識になじみやすいからといわれています。
一方、民事事件の場合は、複雑多様で、損害賠償が問題になることが多く、一般市民が判断するのは難しいということです。

具体的対象事件

- ・殺人
- ・強盗に入り、人を死亡させた（強盗致死傷）
- ・飲酒運転で人を死亡させた（危険運転致死）
- ・子どもに食事を与えず死亡させた（保護責任者遺棄致死）

その他、強制わいせつ又は強姦による致死傷、身代金目的誘拐など。
上記のような重い犯罪を裁くことになります。

罪の重さ

対象事件では、死刑、懲役、禁錮（きんこ）の刑罰が法律で規定されています。

懲役と禁錮の違いは、懲役は刑務所での作業が義務づけられているのに対して、禁錮は、作業の義務がありません。現実には、禁錮刑を受けるものは少数ですし、禁錮刑を下されても請願して刑務作業をすることが多いようです。

裁判員の人数

裁判員6人 補充裁判員2～3名

裁判員の選出

- | | |
|------------|---|
| 毎年 秋 | 翌年の裁判員候補者を選ぶ |
| ↓ | 裁判所ごとに、市町村の選挙管理委員から提出される名簿をもとに候補者名簿を作成 |
| 11月中旬 | 候補者へ通知、調査票が同封される |
| ↓ | 調査票で、欠格事由や辞退事由がないか確認する |
| 裁判 6 週間前まで | 事件ごとに裁判員の選任（各事件 100 人程度） |
| ↓ | くじで選ばれた候補者に呼出状を送付、質問票が同封される |
| 裁判当日 | 50～70 名くらいが裁判所に召集される
裁判長より、辞退理由あり、なし、理由などを聞かれる
最終的に裁判員 6 人、補充員 2～3 名を選任
選ばれなかった人は、解散 ← ちょっと悲しいですね。
選任された人は、当日そのまま裁判員裁判に参加します。 |
- 欠格事由 → 義務教育を修了していない、禁錮以上の刑に処せられた人 裁判官、弁護士など特定の職業の人、事件関係者等
- 辞退事由 → 70 歳以上、学生、教員、病気で裁判所に行けない、介護しなければならない人がいる等

裁判員は何をする？

- ・裁判に参加し、裁判官と同じように、証人（目撃者など）、被告人（罪を犯した人）に直接質問ができます。
- ・評議室で被告人が有罪か、無罪か、有罪の場合、どのような刑を科すかを裁判長の指導のもと、議論します。

刑の重さについて、意見が一致しない場合は、重い刑の意見から順次軽い刑の意見を加えていき、過半数に達したときの量刑に決めます。

（例） 無期懲役 3人 懲役 20年 3人 懲役 15年 3人 の場合

一番重い無期懲役 3人に 次に重い刑の懲役 20年 3人を加えて 6人になった時点で、過半数の 5人を超えるので、懲役 20年の量刑が決定します。

守秘義務

評議の内容、事件関係者のプライバシー、裁判員の名前には守秘義務が課されます。

裁判員に選任されたことを家族や上司に報告することや、公開の法廷での様子などは守秘義務の対象外です。

拘束時間

法廷時間 1日 5時間程度、審理日数 3日以内 70%、5日以内 90%になっています。

報酬

- ・ 日当 裁判員、補充裁判員 → 1日 1万円以内
裁判員候補者 → 1日 8,000円以内（午前中終了の場合は、4,000円程度）
- ・ 交通費
- ・ 宿泊料 1泊あたり 8,700円 又は 7,800円

公判前整理手続

公判前（こうはんぜん）整理手続とは、第1回公判期日前に「争点及び証拠の整理」を行う手続です。裁判官、検察官、弁護士の三者で行います。

公判で裁判員がわかりやすいように、予め論点を整理し、証拠が開示されます。

検察官から証拠が開示されることによって、被告人には十分な防御機会が与えられるといわれています。

公 判 中

証拠開示では、裁判員がわかりやすいように、パワーポイントや三次元コンピューターグラフィックが使用されることもあり、様々な工夫が行われているようです。

今後の課題

- ・性犯罪事件のプライバシーの問題
→ 裁判員裁判から除外することや他県での実施など
- ・少年事件のプライバシーの問題（成育歴の事実が問題なりやすい）
- ・守秘義務の軽減など

裁判員制度、ご理解いただけましたか？

私が開業したときに比べても、裁判所の対応はかなり親切になっていると感じます。司法制度が、私たちにとって身近な存在になっていくのは、とてもよいことですね。

最後までお読みいただき、ありがとうございます！！

今後も、みなさまのお役に立つ情報を提供してまいります。

情報発信 NO.1（遺言ツアー、お葬式、互助会）も、興味のある方は請求してください。

時節柄、引き続き熱中症などにご注意ください。

プロフィール

関西学院大学法学部卒業。

子育て中に、行政書士、ファイナンシャルプランナーの資格を取得し、平成 17 年に開業。

わかりやすさと丁寧な対応を心がけております。

趣味：ベランダでの家庭菜園、バイオリン、情報収集

中学 2 年生と小学 6 年生の子どもがいます。

取り扱い業務：相続、遺言書、離婚、交通事故、クーリングオフ

法人設立（株式会社、NPO 法人、医療法人）

内容証明、各種契約書、示談書



鱸（すずき）行政書士事務所

行政書士 鱸 弥生

芦屋市 呉川町 1 8 - 2 - 2 0 1

電話 0 7 9 7 - 3 4 - 6 2 0 2

FAX 0 7 9 7 - 3 4 - 6 2 0 3

H P <http://suzuki-gyousei-office.com>

e-mail info@suzuki-gyousei-office.com